

普通
火災

集荷
火災

定額
火災

火災
総合

口
振
特
約

定額火災共済約款

1

定額火災共済約款

(2017年6月1日改正)

(共済契約)

- 第1条 本組合が共済契約の申込みを承諾した場合に、共済契約が成立します。
- 2 本組合の共済契約上の責任は、共済証書記載の共済期間の初日に始まり、末日に終わります。
- 3 この共済契約は、共済の対象である1つの建物ごとに締結するものとします。

(共済の対象の範囲)

- 第2条 この共済における共済の対象は、共済証書記載の建物（但し、特殊物件を除きます。）とします。

(共済金額の単位と限度額)

- 第3条 共済金額の単位は、100万円を1口とし、限度額は1建物につき300万円（3口）とします。

(損害共済金を支払う場合)

- 第4条 本組合は、次の各号のいずれかの事故によって共済の対象に生じた損害に対して損害共済金を支払います。

(1) 火災 (2) 風水雪ひょう害

台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災並びにこれらに伴う洪水、高潮、又は土砂崩れ等の水災、若しくは豪雪、なだれ等又は融雪洪水による雪災（雪どけによる水濡れの損害を除きます。）、ひょう害によって次のいずれかの損害を受けた場合。

- ア. 建物に生じた20万円以上の損害。
 イ. 建物が床上浸水又は地盤面から45cmを超える浸水により、建物に生じた損害。この場合の床上浸水とは、居住の用に供する部分（畳敷又は板張り等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）又は店舗部分（たたきより差をつけた板張り、タイル張り等床張りしてあるものをいいます。）の床を超える浸水をいいます。

(損害共済金の支払額)

- 第5条 第4条に定める損害に対し、次の損害の程度に応じ、それぞれの算式によって算出した額を支払います。

(1) 火災

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| ① 全損（損害割合が70%以上の損害をいいます。）の場合 | 共済金額 × 100% |
| ② 半損（損害割合が30%以上70%未満の損害をいいます。）の場合 | 共済金額 × 30% |
| ③ 一部損（損害割合が30%未満の損害をいいます。）の場合 | 共済金額 × 10% |

(2) 風水雪ひょう害

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| ① 全損（損害割合が70%以上の損害をいいます。）の場合 | 共済金額 × 10% |
| ② 半損（損害割合が30%以上70%未満の損害をいいます。）の場合 | 共済金額 × 5% |
| ③ 一部損（損害割合が30%未満の損害をいいます。）の場合 | 共済金額 × 2% |

- 2 前項の損害の程度は、地方公共団体が発行する罹災証明書又は次の証明書等により判定するものとします。

- ア. 消防署、消防団による火災事故及び損害の程度が記載された書類
 イ. 保険会社、共済団体等による火災事故及び損害の程度が記載された書類

ウ. 取扱窓口による火災事故及び損害の程度が記載された書類

(準用規定)

第6条 この約款に規定の無い事項については、この共済の趣旨に反しない限り、共済の対象が建物である場合の普通火災共済約款の規定（第2章第4条、第6条、第7条、第8条、第9条、第4章、第5章及び第6章を除きます。）を準用します。

2 前項の場合において、下表の左欄に掲げる普通火災共済約款の条項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右表に掲げる字句に読み替えるものとします。

第10条、第13条第3項、第14条第3項、第15条第3項及び第22条第2項	損害共済金、火災等臨時費用共済金及び傷害共済金	この共済の損害共済金
第26条第5号及び第6号	本組合の定める取扱いに基づき返還します。	共済掛金の返還はありません。